

令和7年4月から入院時の食費が変わります

健康保険法施行令の改正により、令和7年4月1日から入院時の食費（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

変更点

食事療養費標準負担額

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき、20円引き上げることとなりました。

また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき10～20円引き上げる内容となっています。

		1食当たりの負担額		
		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降	
一般		490円	510円	
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	230円 (91日目以降180円)	240円 (91日目以降190円)	
	低所得者Ⅰ	70歳未満	230円 (91日目以降180円)	240円 (91日目以降190円)
		70歳以上75歳未満	110円	110円
指定難病・小児慢性特定疾患病の患者		280円	300円	